

全国新幹線鉄道整備法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第百七十二号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（収用委員会に対する裁決の申請）</p> <p>第六条 法第十一条第四項（法第十二条第八項（法第二十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百五十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線の営業主体がその全部又は一部を廃止することとなる鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始する場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加することにより公団が必要な調整措置を講ずるときは、第七条第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、同号に掲げる額に公団が講ずる当該調整措置に要する額を加えた額とする。</p> | <p>（収用委員会に対する裁決の申請）</p> <p>第六条 法第十一条第四項（法第十二条第八項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百五十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> |

3
7
(略)

2
6
(略)